

SLN *SOFTIC LAW NEWS*

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎

編集 調査研究室長 石原 壽夫

No. 3 1988-1-4

○スクリーン表示の保護に関する米国の現状

—— 判例の動向と著作権局の対応 ——

1. 米国の判例	2
2. 著作権局の対応	4
○No. 2 の訂正とお詫び	6

SOFTIC

(財)ソフトウェア情報センター

〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1988
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

明けましておめでとうございます。
本年も、新しい情報をおとどけして
お役に立ちたいと願っています。
御愛読下さい。

SOFTIC

調査研究室一同

スクリーン表示の保護に関する米国の現状

－判例の動向と著作権局の対応－

プログラムの出力画面を著作権法でどのように保護するかについて、米国は今、揺れている。裁判所と著作権局とがほぼ同時期に下した各々の見解が、完全に相矛盾する内容となったためである。この問題は、プログラムを実行して得られた出力結果とその元となったプログラム自体との関係を法律的にどのように見るかという基本的問題の一場面であり、今後暫くは重要なテーマの一つとして関心の的となろう。なお、この問題については日本でも文化庁が、著作権審議会第九小委員会において現在検討中である。

1. 米国の判例

デジタル・コミュニケーションズ対ソフトクローン事件判決

(1987年3月31日、ジョージア州北部地区連邦地方裁判所)

(1) 事実の概略

原告（デジタル・コミュニケーションズ社）の販売するパソコン通信用プログラム“Crosstalk XVI”は、メニュー画面が非常に使い易いということで商品として成功していた。そのメニュー画面は、次に掲げる二点を特徴としていた。

- ① 画面の上部にパラメーターやコマンドをまとめて列記すると共に、各パラメーターやコマンドの表示のすぐ右隣りにそれらの値を並記する。
- ② 各パラメーター、コマンドとも、その表示文字の内のいずれか2文字が高輝度で且つ大文字によって表示されており、ユーザーは、大文字で表示されている2文字のみをキー入力することによって該当する

処理を行うことができる。

被告（ソフトクローン・ディストリビューション社）は、“Crosstalk X VI”の成功を見て、これと同じような機能をもつプログラム“Mirror”を商品として市場に出した。ところが“Mirror”のメニュー画面が“Crosstalk X VI”のメニュー画面の前述した二つの特徴を採り入れていたために、この裁判事件が起きた。原告の主張は次の二点にある。

- ① 被告の“Mirror”のメニュー画面は、原告の“Crosstalk X VI”のプログラムについての著作権を侵害している。
- ② 被告の“Mirror”のメニュー画面は、原告の“Crosstalk X VI”のメニュー画面についての著作権を侵害している。

資料不足のため、被告からの反論の詳細は不明であるが、第2の点に対しては「画面を通してユーザーと交信しようとする」と、必然的に原告の“Crosstalk X VI”のメニュー画面と同じようになる。また、メニュー画面のパターンは、“blank form”（書式）に他ならず、著作権法で保護される「表現」ではない」と反論している。

(2) 判決の概略

裁判所は「メニュー画面はプログラムのコピーではない」との理由で、原告の第1の主張を退けた。その論旨は次のとおりである。

「複製物とは、“それを通して元の著作物を知覚し得る物”として定義されている。これをプログラムとスクリーン表示との関係に適用すると、プログラムを実行すれば繰り返し同じスクリーン表示を再現できるという意味で、プログラムはスクリーン表示の複製物である。プログラムを通して、スクリーン表示を知覚し得るからである。他方、スクリーン表示に基

づいてプログラムを再現できるかと言え、同一のスクリーン表示を作成するプログラムは幾通りも作れるから、答えは“否”である。即ち、スクリーン表示から元のプログラムを“知覚”し得ないから、スクリーン表示はプログラムの複製物ではない。

従ってプログラムについての複製権はスクリーン表示には及ばない。」

次に原告の第2の主張については、以下の理由で被告の前記反論を退け、原告の主張を容認した。

「パラメーターやコマンドなどの配列をどのように決めるか、また、コマンド文字の内の2文字を大文字化し、且つ高輝度で表示しているという点は、“Crosstalk XVI”の機能とは無関係であり、同種ソフトを作成する上で必然的に採り込まなければならないものではない。

また、“Crosstalk XVI”のメニュー画面のパターンは、各コマンドの意味などについてのユーザーの理解を助ける為に役立っているのであるから、それ自身のみでは受け手に何の情報をも伝達しない単なる“blank form”とは異なる」

以上のように述べた後で判決は次のような説明を加えた。

「メニュー画面は、コマンドなどの用語の配列やデザインに創意が認められるので編集著作物としての保護を受ける。著作権局も原告のメニュー画面を編集著作物として登録許可している。」

2. 著作権局の対応

(1) 論議の発端

スプレッド・シート作成ソフト“ロータス1-2-3”で著名な米国ロータス・ディベロプメント社は、一昨年(1986年)1月、前記ソフトと類似のソフトを販売する会社(複数)を相手方として、著作権侵害訴訟を提

起した。この訴訟は現在も進行中のものであるが、ロータス社は、この訴訟を有利に展開するため、前記ソフトを実行した時にスクリーンに表示されるテキスト画面を“著作物”として登録申請したようである（詳細は不明）。これが許可されれば、テキスト画面そのものが著作権で保護されることになる（プログラムに立ち入る必要がなくなる）から、確かにロータス社の訴訟遂行は楽になったと思われる。この申請に対して米国著作権局は、昨年（1987年）1月20日、次のように述べてこれを却下した。

「テキスト画面は、プログラムの実行に必然的に伴うものであって、その著作物性はプログラム自体の著作物性の中に包含されている。従って登録の件についても、プログラムについて既になされた登録が、テキスト画面をもカバーしているから、テキスト画面だけを別個独立して登録する必要も正当性もない。」

(2) 公聴会の開催

著作権局の上記決定が、先に述べたデジタル・コミュニケーションズ事件で示された裁判所の判断と真向から対立することは明らかである。このような対立状態を解消するため著作権局は、1987年9月9日、次の各点を主眼とする公聴会を開催した。

(イ) スクリーン表示とプログラムとは、各々別個独立して著作権登録すべきか。

(ロ) プログラムの部分として、或いはこれとは別個独立してかを問わず、スクリーン表示を著作権登録する場合、寄託物として何を要求すべきか。

公聴会では、アップル・コンピュータ社、ロータス・ディベロプメント社、ADAPSO等の代表が各々の立場から見解を述べたようであるが、SOFTICは昭和63年1月4日現在、著作権局が何らかの結論に達したとの情報を入手していない。この問題について発展があり次第、順次、本誌で報告する予定である。

訂正とお詫び

SLN第2号(1987.11.4)に欠落及び誤りがありましたので、各々次のように訂正すると共にお詫び申し上げます。

1. 第2頁

2日目のキーノート・スピーカーのリスト中、「紋谷暢男(成蹊大学教授)」の次に「阿部静治(富士通情報システム事業本部企画部第一計画部部長代理)」を挿入する。

2. 第7頁

第9行目及び第10行目(IBM天野氏の発言要旨部分)を次のとおりとする。

「もとのプログラムからフローチャートを作り上げていき、それを基にプログラムを書き直すのはコピーとして扱うべきだが、機能を書いて、それに基づいて作るのは構わない。」

以上